

証券コード 6836

平成28年6月14日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目1番3号
ぷらっとホーム株式会社
代表取締役社長 鈴木 友 康

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日(火曜日)午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地
損保会館 大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第24期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件
第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件
第6号議案 当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.plathome.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年4月1日から)  
(平成28年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益が改善傾向にあり設備投資も持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。先行きについては、海外経済を巡る不確実性は依然として高く、国内景気を下押しするリスクが存在します。

国内企業のI T投資については安定した状況を維持している中で、I o T (Internet of Things : モノのインターネット) 市場は、産業や生活に革新をもたらすものとして、企業の戦略的投資が急速に拡大しております。

このような状況のもとで、当事業年度は、下記の重点施策を実施してまいりました。

#### ① マイクロサーバーの開発と販売拡大

当社は、マイクロサーバー事業に経営資源を集中し、特にI o T市場に向けて製品の開発やマーケティング活動を積極的に行ってまいりました。I o Tファミリの新製品「OpenBlocks (オープンブロックス) I o T EX1」を開発、発売するとともに、I o Tプラットフォームソフトウェア「Plat'Data Processing (プラットフォームデータプロセッシング)」を発売し、I o T基盤を効率よく構築するための製品ラインナップを強化しました。また、通信事業者やクラウド事業者、システムインテグレータ等のパートナー企業との連携を戦略的に行い、顧客開拓に注力しました。

#### ② 社内体制の整備

増加するI o Tサービス案件に対応すべく必要な人材を増員し組織整備を行うとともに、内部統制体制の整備・運用、コーポレートガバナンス・コードへの対応、環境への取り組みについても積極的に進めてまいりました。

以上のような活動を行ったところ、マイクロサーバーの売上高は前年同期に比べ大幅に増加しました。一方、I Aサーバー・ストレージの出荷は減少し、全体の売上高については減少となりました。販売費及び一般管理費は、I o T市場への追い風を捉えるべく製品の開発や展示会への出展、メディアへの露出を積極的に行い、前年同期に比べ増加しました。また、マイクロサーバーの治具・金型に係る工具、器具及び備品等について減損処理を行い、減損損失5,190千円を特別損失に計上しました。

この結果、当事業年度の売上高は1,017,105千円（前年同期比45,186千円・4.3%減少）、営業損失は231,629千円（前年同期は営業損失134,772千円）、経常損失は230,626千円（前年同期は経常損失129,932千円）、当期純損失は239,616千円（前年同期は当期純損失144,821千円）となりました。

当事業年度の配当金につきましては、このような状況から、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。当事業年度の業績が年度開始時点の予想を下回りましたこととあわせまして、株主の皆様へ深くお詫び申し上げます。

#### 品目別売上の状況

主要品目別売上高については、次のとおりであります。

| 品目         | 主要品目                             | 販売実績        | 対前年同期<br>増減率<br>(%) | 構成比<br>(%) |
|------------|----------------------------------|-------------|---------------------|------------|
| 自社製品コンピュータ | マイクロサーバー<br>I Aサーバー<br>ストレージシステム | 442,096千円   | 4.7                 | 43.5       |
| コンピュータ関連商品 | コンピュータ周辺機器<br>ソフトウェアその他          | 460,333千円   | △9.5                | 45.2       |
| サービス・その他   | 保 守<br>ソリューション<br>その他サービス        | 114,674千円   | △12.9               | 11.3       |
| 合 計        |                                  | 1,017,105千円 | △4.3                | 100.0      |

① 自社製品コンピュータ

マイクロサーバーについては、I o Tファミリについて顧客での検証を終え製品採用されたことによる出荷が伸び始め、大口の出荷も始まっていることから、売上高は前年同期に比べ大幅に増加しました。I Aサーバー・ストレージについては、既存顧客を中心とした販売にとどめ、前年同期に比べ売上高は減少しました。この結果、自社製品コンピュータ全体の売上高は前年同期に比べ増加し、442,096千円となりました。

② コンピュータ関連商品

業務用I T機器のオンライン販売サイトの売上が前年同期に比べ減少し、コンピュータ関連商品全体の売上高は、460,333千円となりました。

③ サービス・その他

マイクロサーバーに係るサポートサービスについては前年同期に比べ増加し、I Aサーバー・ストレージの延長保守サービスについては、大口の年間契約が終了し減少となりました。この結果、サービス・その他全体の売上高は前年同期に比べ減少し、114,674千円となりました。

なお、上記の各品目に含まれるマイクロサーバーに関連する売上高（本体、サポートサービス、オプション品など）は476,568千円、売上総利益は213,348千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において、総額4,700千円の設備投資を行いました。なお、当事業年度中の設備投資には特記すべきものはなく、有形固定資産の取得を行いました。

### (3) 対処すべき課題

当社が注力している I o T 分野は、新たな有望成長市場として期待されており、今後ますます拡大していくことが見込まれております。

このような環境の中、当社は、経常損益の黒字化を実現し中期的な成長を図るためには、マイクロサーバー事業に経営資源を集中する方針を継続し、I o T 市場に向けた取り組みを強化していくことが重要と考えております。

このために、以下の課題に取り組んでまいります。

#### ① パートナー企業との連携と製品開発

I o T 市場は分野が幅広く、各役割に応じたパートナー企業が必要となります。当社は今後も優良なパートナー企業と戦略的に連携し、協働して顧客開拓を行い、販売を拡大してまいります。また、開発投資を継続し、他社との差別化を図り競争力のある製品を開発してまいります。

#### ② サービス収益の強化

当社の強みであるオープンソース系の技術力や I o T 市場で先行しているノウハウを活かし、I o T に係るソリューションを強化するとともに、I o T プラットフォームなどの収穫逓増型のサービス収益基盤を構築してまいります。

#### ③ 社内体制の整備

I o T 需要の高まりや技術の変化に対応すべく、必要な人材の確保を引き続き行うとともに、社内体制及び社内システムを整備し業務の効率化を図ってまいります。また、内部統制体制の整備・運用やコンプライアンス体制の強化につきましても積極的に推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別      | 第 21 期<br>(平成25年3月期) | 第 22 期<br>(平成26年3月期) | 第 23 期<br>(平成27年3月期) | 第 24 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 1,231,733            | 1,066,661            | 1,062,291            | 1,017,105                       |
| 経 常 損 失 (千円)   | 274,418              | 141,070              | 129,932              | 230,626                         |
| 当 期 純 損 失 (千円) | 290,654              | 146,894              | 144,821              | 239,616                         |
| 1株当たり当期純損失 (円) | 22,918.70            | 115.83               | 114.20               | 188.95                          |
| 総 資 産 (千円)     | 2,017,641            | 1,824,668            | 1,710,887            | 1,488,594                       |
| 純 資 産 (千円)     | 1,724,004            | 1,585,896            | 1,434,214            | 1,197,887                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 135,941.07           | 1,250.51             | 1,130.93             | 944.58                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、自己株式数控除後の期末発行済株式数により算出しております。  
2. 平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

#### (6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社の事業は、主にコンピュータ及びその周辺機器の開発並びに製造、販売及び輸出入を行っており、取扱品目は自社製品コンピュータ、コンピュータ関連商品、サービス・その他に大別されます。

#### (7) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

本社事務所 東京都千代田区九段北四丁目1番3号

#### (8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 41名     | 1名増       | 43.1歳   | 8年2ヶ月       |

(注) 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時従業員を含みません。

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,358,800株
- (3) 株 主 数 1,031名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------|----------|---------|
| 鈴 木 友 康                  | 299,000株 | 23.6%   |
| 本 多 貴 美 子                | 92,000   | 7.3     |
| 本 多 基 記                  | 85,400   | 6.7     |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES | 83,400   | 6.6     |
| 村 口 和 孝                  | 64,300   | 5.1     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券        | 40,800   | 3.2     |
| 橋 本 文 男                  | 34,000   | 2.7     |
| チルダース トーマスハミルトン          | 22,000   | 1.7     |
| 寶 田 全 康                  | 17,000   | 1.3     |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社      | 17,000   | 1.3     |

- (注) 1. 当社は自己株式90,630株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。
2. 持株比率は自己株式90,630株を控除して計算しております。
3. 平成28年2月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが平成28年2月1日現在で76,400株を保有している旨の記載がされておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名   | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                          |
|----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 鈴木友康  |                                                                                                                                                                  |
| 取締役      | 犬塚謙藏  |                                                                                                                                                                  |
| 取締役      | 村口和孝  | 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表取締役<br>株式会社ウォーターダイレクト取締役<br>株式会社アキブホールディングス代表取締役<br>株式会社アキブネットワークス代表取締役<br>株式会社アキブシステムズ代表取締役<br>株式会社ティエスエスリンク代表取締役<br>株式会社ジェノメンブレン代表取締役 |
| 取締役      | 菅谷常三郎 | みやこキャピタル株式会社代表取締役                                                                                                                                                |
| 常勤監査役    | 風見節夫  |                                                                                                                                                                  |
| 監査役      | 松山昌司  | 公認会計士<br>あすなる監査法人代表社員<br>株式会社ファステップス社外監査役<br>セブンシーズホールディングス株式会社社外監査役<br>株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役                                                                  |
| 監査役      | 本多基記  | 松尾千代田法律事務所弁護士                                                                                                                                                    |

- (注) 1. 取締役犬塚謙藏氏、同村口和孝氏及び同菅谷常三郎氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役松山昌司氏及び同本多基記氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役風見節夫氏は、当社を含め会社の経理部門において長年にわたり勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役松山昌司氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社は、取締役犬塚謙藏氏、同村口和孝氏、同菅谷常三郎氏、監査役松山昌司氏及び同本多基記氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。



### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人数      | 報酬等の額               |
|------------------|-----------|---------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(3) | 22,561千円<br>(6,600) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3<br>(2)  | 7,920<br>(4,320)    |
| 合計               | 7         | 30,481              |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の定時株主総会において年額3億円以内と決議いただいております。  
 2. 監査役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏 名       | 重要な兼職の状況                                                                                                                                                         | 当社との関係       |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 取締役 村口和孝  | 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表取締役<br>株式会社ウォーターダイレクト取締役<br>株式会社アキブホールディングス代表取締役<br>株式会社アキブネットワークス代表取締役<br>株式会社アキブシステムズ代表取締役<br>株式会社ティエスエスリンク代表取締役<br>株式会社ジェノメンブレン代表取締役 | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 菅谷常三郎 | みやこキャピタル株式会社代表取締役                                                                                                                                                | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 松山昌司  | あすなる監査法人代表社員<br>株式会社ファステップス社外監査役<br>セブンシーズホールディングス株式会社社外監査役<br>株式会社ジー・スリーホールディングス社外取締役                                                                           | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 本多基記  | 松尾千代田法律事務所弁護士                                                                                                                                                    | 特別の関係はありません。 |

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名       | 主な活動状況                                                                            |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 犬塚謙藏  | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、通信事業業界の豊富な経験と識見から発言を行っております。                         |
| 取締役 村口和孝  | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、IT業界の会社経営についての豊富な経験と幅広い識見から発言を行っております。               |
| 取締役 菅谷常三郎 | 平成27年6月26日付で取締役に就任した後に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、海外投資事業経営により培われた豊富な経験と識見から発言を行っております。 |

| 氏 名         | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 松 山 昌 司 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。                |
| 監査役 本 多 基 記 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地及び通信事業業界の豊富な経験と識見から発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会13回のうち13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報 酬 等 の 額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 14,000千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の  
業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

#### ① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するた めの体制

企業倫理及び法令遵守にかかる規程である「ぷらっとホーム・ビジネス・  
コード」を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための  
行動規範とする。また、その徹底を図るため、管理部においてコンプライ  
アンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育  
等を行う。内部監査部門は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況  
を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告される  
ものとする。

会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適法性及び適正性  
を確保するための体制を構築する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的  
媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、  
必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出入管  
理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラ  
インの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組  
織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は管理部が行うものとする。新  
たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者とな  
る取締役を定める。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、IT（情報システム）を活用して業務の効率化と業務目標の進捗状況をレビューできる体制を構築する。

**⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

企業集団が形成される場合は、グループのセグメント別の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、本社管理部はこれらを横断的に推進し、管理する。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役は、管理部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

また、監査役は必要に応じて、社外の人材及び機関の補助を要請できるものとする。

**⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて、監査役に対し法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。

**⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

内部通報制度規程において、役職員が監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたことを理由として解雇その他のいかなる不利益取扱いを受けないことを明記する。

⑨ **監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について、当会社に対し費用又は債務の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は行動規範である「ぶらっとホーム・ビジネス・コード」を制定し、入社時に教育を行うとともに、年1回全社員向けに周知し、遵守の徹底を図っております。

常勤監査役、内部監査室長、管理部長からなるコンプライアンス委員会を毎月1回開催し、法令遵守、リスク管理、内部通報等についてモニタリングを実施しており、年1回定期的又は随時に社長に報告するとともに、重要な事項について、取締役会に報告しております。

監査役は、取締役会及びコンプライアンス委員会への出席や稟議書等重要な書類の閲覧により、監査に係る必要な情報を入手しております。また、適宜使用人と面談を行うとともに、会計監査人、内部監査室及び代表取締役社長との間でそれぞれ定期的に意見交換を行っております。

## 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                  | <b>負 債 の 部</b>       |                  |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>1,427,814</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>259,279</b>   |
| 現金及び預金          | 954,997          | 買掛金                  | 119,149          |
| 売掛金             | 160,325          | 未払金                  | 15,817           |
| 商品及び製品          | 19,489           | 未払費用                 | 5,964            |
| 仕掛品             | 460              | 未払法人税等               | 12,421           |
| 原材料             | 271,361          | 前受金                  | 82,711           |
| 前渡金             | 4,593            | 預り金                  | 1,695            |
| 前払費用            | 8,037            | 賞与引当金                | 19,267           |
| その他             | 8,547            | 製品保証引当金              | 2,250            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>60,779</b>    | その他                  | 1                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>60,779</b>    | <b>固 定 負 債</b>       | <b>31,427</b>    |
| 投資有価証券          | 12,681           | 繰延税金負債               | 124              |
| その他             | 48,098           | 退職給付引当金              | 22,802           |
|                 |                  | 資産除去債務               | 8,500            |
|                 |                  | <b>負 債 合 計</b>       | <b>290,706</b>   |
|                 |                  | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
|                 |                  | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,197,609</b> |
|                 |                  | 資 本 金                | 2,019,628        |
|                 |                  | 資 本 剰 余 金            | 158,329          |
|                 |                  | その他資本剰余金             | 158,329          |
|                 |                  | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△821,987</b>  |
|                 |                  | その他利益剰余金             | △821,987         |
|                 |                  | 繰越利益剰余金              | △821,987         |
|                 |                  | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△158,361</b>  |
|                 |                  | 評価・換算差額等             | 278              |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金         | 278              |
|                 |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,197,887</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>1,488,594</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,488,594</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,017,105 |
| 売 上 原 価                 | 681,927   |
| 売 上 総 利 益               | 335,177   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 566,806   |
| 営 業 損 失                 | 231,629   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 208       |
| 保 険 配 当 金               | 173       |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益       | 1,182     |
| そ の 他                   | 100       |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 為 替 差 損                 | 651       |
| そ の 他                   | 9         |
| 経 常 損 失                 | 230,626   |
| 特 別 損 失                 |           |
| 減 損 損 失                 | 5,190     |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         | 235,816   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 3,800     |
| 当 期 純 損 失               | 239,616   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株主資本      |              |                             |          |            | 評価・換算<br>差額等         | 純資産計      |
|-----------------------------|-----------|--------------|-----------------------------|----------|------------|----------------------|-----------|
|                             | 資本金       | 資本剰余金        | 利益剰余金                       | 自己株式     | 株主資本計<br>合 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 |           |
|                             |           | その他<br>資本剰余金 | その他利益<br>剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |          |            |                      |           |
| 当期首残高                       | 2,019,628 | 158,329      | △582,370                    | △158,361 | 1,437,225  | △3,010               | 1,434,214 |
| 当期変動額                       |           |              |                             |          |            |                      |           |
| 当期純損失(△)                    |           |              | △239,616                    |          | △239,616   |                      | △239,616  |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動額<br>(純額) |           |              |                             |          |            | 3,289                | 3,289     |
| 当期変動額合計                     | -         | -            | △239,616                    | -        | △239,616   | 3,289                | △236,327  |
| 当期末残高                       | 2,019,628 | 158,329      | △821,987                    | △158,361 | 1,197,609  | 278                  | 1,197,887 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。また、組合がその他有価証券を保有している場合で当該有価証券に評価差額がある場合には、評価差額に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上することとしております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

②長期前払費用

均等償却によっております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については財務内容評価法に基づき個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の無償保証期間中の修理費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づく将来発生見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

**2. 表示方法の変更に関する注記**

(損益計算書)

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めておりました「保険配当金」(前事業年度は222千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

**3. 貸借対照表に関する注記**

有形固定資産の減価償却累計額 12,784千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

##### (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

| 場 所                | 用 途   | 種 類                 |
|--------------------|-------|---------------------|
| 本社事務所<br>(東京都千代田区) | 事 務 所 | 工具、器具及び備品<br>長期前払費用 |

##### (2) 減損損失を認識するに至った経緯

当社を取り巻く経済環境が不透明となり、固定資産投資の回収可能性を高い確度で担保することができなくなったため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

##### (3) 主な固定資産の種類ごとの減損損失の金額

|           |         |
|-----------|---------|
| 工具、器具及び備品 | 4,700千円 |
| 長期前払費用    | 490     |
| 合 計       | 5,190   |

##### (4) 資産のグルーピングの方法

当社は、全社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。

##### (5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値により零としております。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当事業年度期首株式数(株) | 当事業年度増加株式数(株) | 当事業年度減少株式数(株) | 当事業年度末株式数(株) |
|-------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 発行済株式 |               |               |               |              |
| 普通株式  | 1,358,800     | —             | —             | 1,358,800    |
| 合 計   | 1,358,800     | —             | —             | 1,358,800    |
| 自己株式  |               |               |               |              |
| 普通株式  | 90,630        | —             | —             | 90,630       |
| 合 計   | 90,630        | —             | —             | 90,630       |

##### (2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

##### (3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 税務上の繰越欠損金    | 771,380千円 |
| 研究開発費        | 13,214    |
| たな卸資産        | 11,129    |
| 退職給付引当金      | 6,977     |
| 賞与引当金        | 5,895     |
| 減損損失         | 4,897     |
| 投資事業組合運用損    | 4,454     |
| 資産除去債務       | 2,601     |
| その他          | 4,855     |
| 繰延税金資産小計     | 825,406   |
| 評価性引当額       | △825,406  |
| 繰延税金資産合計     | —         |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | 124       |
| 繰延税金負債合計     | 124       |
| 繰延税金負債の純額    | 124       |

- (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。この税率の変更による繰延税金資産、繰延税金負債及び法人税等調整額への影響は軽微であります。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、預金等の安全性の高い金融資産で行い、投機的な取引は行わない方針であります。また、運転資金は全て自己資金によっており、借入金はありません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングし与信限度額の見直しを行っております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式及び投資事業有限責任組合の出資金であり、価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に財務諸表を入手し、財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、担当部署において適時に資金繰計画を作成するとともに、手許流動性を維持することにより当該リスクを管理しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|------------|------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金 | 954,997          | 954,997     | —           |
| (2) 売掛金    | 160,325          | 160,325     | —           |
| 資産計        | 1,115,323        | 1,115,323   | —           |
| (1) 買掛金    | 119,149          | 119,149     | —           |
| (2) 未払金    | 15,817           | 15,817      | —           |
| (3) 未払法人税等 | 12,421           | 12,421      | —           |
| 負債計        | 147,389          | 147,389     | —           |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

##### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分           | 貸借対照表計上額 (千円) |
|---------------|---------------|
| 投資事業有限責任組合出資金 | 11,281        |
| 非上場株式         | 1,400         |

投資事業有限責任組合出資金については、組合財産が主に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、含めておりません。

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 954,766      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 160,325      | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 1,115,091    | —                   | —                    | —            |

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

9. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 944円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 188円95銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

ぷらっとホーム株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 笛 木 忠 男 ⑩  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 平 郡 真 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ぷらっとホーム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

ぷらっとホーム株式会社 監査役会

監査役(常勤) 風 見 節 夫 ⑩

監 査 役 松 山 昌 司 ⑩

監 査 役 本 多 基 記 ⑩

(注)監査役 松山昌司及び本多基記は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本金の額の減少の件

### 1. 資本金の額の減少の理由

現在生じております欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の機動的な資本政策及び早期復配体制の実現を可能にするため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

### 2. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額2,019,628,071円のうち822,018,830円減少して、1,197,609,241円とし、減少する資本金の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

#### (2) 資本金の額の減少の効力発生日

平成28年8月5日を予定しております。

## 第2号議案 剰余金の処分の件

### 1. 剰余金の処分の理由

第1号議案における資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金を損失の填補に充当し累積損失を一掃するために、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を減少し繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

### 2. 剰余金の処分の内容

#### (1) 減少する剰余金の項目及び金額

その他資本剰余金 821,987,078円

#### (2) 増加する剰余金の項目及び金額

繰越利益剰余金 821,987,078円

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数<br>(平成28年3月31日現在) |
|-------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 1     | すずきともやす<br>鈴木友康<br>(昭和38年9月17日)      | 平成元年4月 日商岩井株式会社入社<br>平成8年4月 当社入社<br>平成8年9月 当社代表取締役副社長<br>平成13年6月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 299,000株                     |
| 2     | ※<br>たけうちよしろう<br>竹内敬呂<br>(昭和44年6月3日) | 平成11年4月 株式会社光通信入社<br>平成14年11月 当社入社<br>平成17年10月 当社営業部長（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 100株                         |
| 3     | むらぐちかずたか<br>村口和孝<br>(昭和33年11月20日)    | 昭和59年4月 日本合同ファイナンス株式会社<br>(現株式会社ジャフコ) 入社<br>平成10年7月 株式会社日本テクノロジーベン<br>チャーパートナーズ設立<br>代表取締役（現任）<br>平成19年3月 株式会社ウォーターダイレクト<br>取締役（現任）<br>平成20年6月 株式会社アキブホールディングス<br>代表取締役（現任）<br>平成20年7月 株式会社アキブネットワークス<br>代表取締役（現任）<br>平成22年9月 株式会社アキブシステムズ代表取<br>締役（現任）<br>平成23年4月 株式会社トリニティーセキュリ<br>ティーシステムズ（現株式会社テ<br>ィエスエスリンク）代表取締役（現<br>任）<br>平成24年6月 当社取締役（現任）<br>平成27年6月 株式会社ジェノメンブレン代表取<br>締役（現任） | 64,300株                      |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数<br>(平成28年3月31日現在) |
|-------|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 4     | すがや つねさぶろう<br>菅谷 常三郎<br>(昭和38年11月24日) | 昭和62年4月 防衛省 海上自衛隊幹部候補生学校任官<br>昭和63年4月 モトローラ株式会社入社<br>平成11年6月 株式会社ジャフコ入社<br>Global Investment Group,<br>Investment Officer<br>平成12年3月 同社VA部部長<br>平成15年1月 同社JAFCO America Ventures<br>Inc. (現Icon Ventures)<br>President&CEO<br>平成20年3月 同社執行役員 米国担当<br>平成23年4月 JAFCO America Ventures inc.<br>(現Icon Ventures) 転籍<br>General Partner<br>平成27年6月 当社取締役 (現任)<br>平成27年12月 みやこキャピタル株式会社代表取締役 (現任) | —                            |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 村口和孝氏及び菅谷常三郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 鈴木友康氏は、当社の戦略策定の主要部分を担うとともに業務全般に精通し、当社の重要な意思決定及び業務執行を行うのに適任と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。
5. 竹内敬呂氏は、長年にわたり営業部門に従事し、当社の営業部長を務め、豊富な経験と実績を有しており、当社の重要な意思決定及び業務執行を行うのに適任と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。
6. 村口和孝氏は、IT業界の会社経営等につき、豊富な経験と幅広い識見を有しており、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、平成24年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
7. 菅谷常三郎氏は、海外投資事業経営により培われた豊富な経験と幅広い識見を持ち、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は、平成27年6月より当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
8. 当社は、村口和孝氏及び菅谷常三郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において、両氏が原案どおり選任されますと、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は、村口和孝氏及び菅谷常三郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任されますと、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

#### 第4号議案 監査役2名及び補欠監査役1名選任の件

監査役風見節夫氏及び松山昌司氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任を併せてお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者及び補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

##### <監査役候補者>

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数<br>(平成28年3月31日現在) |
|-------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 1     | かざみせつお<br>風見節夫<br>(昭和17年7月27日)  | 平成5年8月 当社入社<br>平成6年10月 当社取締役経理部長<br>平成10年3月 当社取締役管理部長<br>平成13年6月 当社常務取締役<br>平成16年6月 当社常勤監査役<br>平成18年6月 当社取締役<br>平成20年7月 当社内部監査室長<br>平成24年6月 当社常勤監査役(現任)                                                                                                        | 11,600株                      |
| 2     | まつやましょうじ<br>松山昌司<br>(昭和48年5月4日) | 平成9年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所<br>平成13年4月 公認会計士登録<br>平成18年7月 松山公認会計士事務所開設(現任)<br>平成19年8月 あすなろ監査法人設立 代表社員(現任)<br>平成20年6月 当社監査役(現任)<br>平成21年5月 セブンシーズ・テックワークス株式会社(現株式会社ファステップス)監査役(現任)<br>平成21年6月 セブンシーズホールディングス株式会社監査役(現任)<br>平成28年1月 株式会社ジー・スリーホールディングス取締役(現任) | —                            |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松山昌司氏は、社外監査役候補者であります。
3. 風見節夫氏は、長年にわたり経理・財務等の業務に従事するとともに経営に携わり、会社経理に関する豊富な経験と識見を持ち、常勤監査役として当社の経営に対して適切な指導及び監査をしていただけるものと判断しました。
4. 松山昌司氏は、公認会計士の資格を有し、公認会計士事務所を開設し、会社経理に関する豊富な経験と識見を持ち、社外監査役として、当社の経営に対して適切な指導及び監査をしていただけるものと判断しました。同氏は、平成20年6月より当社の社外監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、松山昌司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において、同氏が原案どおり選任されたと、引き続き独立役員とする予定であります。

6. 当社は、風見節夫氏及び松山昌司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、両氏が原案どおり選任されますと、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

<補欠監査役候補者>

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数<br>(平成28年3月31日現在) |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 3     | いぬづか けんぞう<br>犬塚謙藏<br>(昭和20年1月22日) | 昭和42年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社<br>平成6年7月 同社ネットワークサービスセンター通信部長<br>平成7年7月 同社KDD AMERICA, INC. 上級副社長<br>平成9年11月 株式会社インターネットイニシアティブ(IIJ)入社<br>同社IJJ America Inc. 社長<br>平成11年12月 同社営業調査室長<br>平成14年4月 同社監査役室長<br>平成17年1月 同社退社<br>平成21年4月 当社仮監査役<br>平成21年6月 当社監査役<br>平成25年6月 当社取締役(現任) | —                            |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 犬塚謙藏氏は、通信事業業界の豊富な経験と識見を持ち、当社の経営に対して適切な指導及び監査をしていただけるものと判断しました。  
 3. 犬塚謙藏氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

- I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。
- II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否
  1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限  
下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権400個を上限とする。  
なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式40,000株を上限とし、下記Ⅲ.1.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。
  2. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- III. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容
  1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。  
ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
  
当該調整後付与株式数を適用する日については、3. (2) ①の規定を準用する。  
また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。  
付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただ

し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は下記3.に定める調整に服する。

3. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（单元未満株主による单元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。



(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

(3) 上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から3年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)

に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

7. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記4.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記5.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得条項  
上記7.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
下記10.に準じて決定する。
- 9. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。
- 10. その他の新株予約権の行使の条件  
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

## 第6号議案 当社の取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、平成12年5月25日開催の当社第8回定時株主総会において、年額300百万円以内として、ご承認をいただいたものでありますが、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額20百万円以内として設定したいと存じます。なお、ストックオプションとしての当該報酬等の額は、平成12年5月25日開催の当社第8回定時株主総会においてご承認頂きました年額300百万円を上限とする報酬額等の範囲内にて設定するものです。

本件ストックオプションは、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役3名）であり、第3号議案のご承認が得られますと、取締役は4名（うち社外取締役は2名）となります。

### 記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が当社普通株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下、単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

#### ② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数130個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普

通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、割当日以降、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から3年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

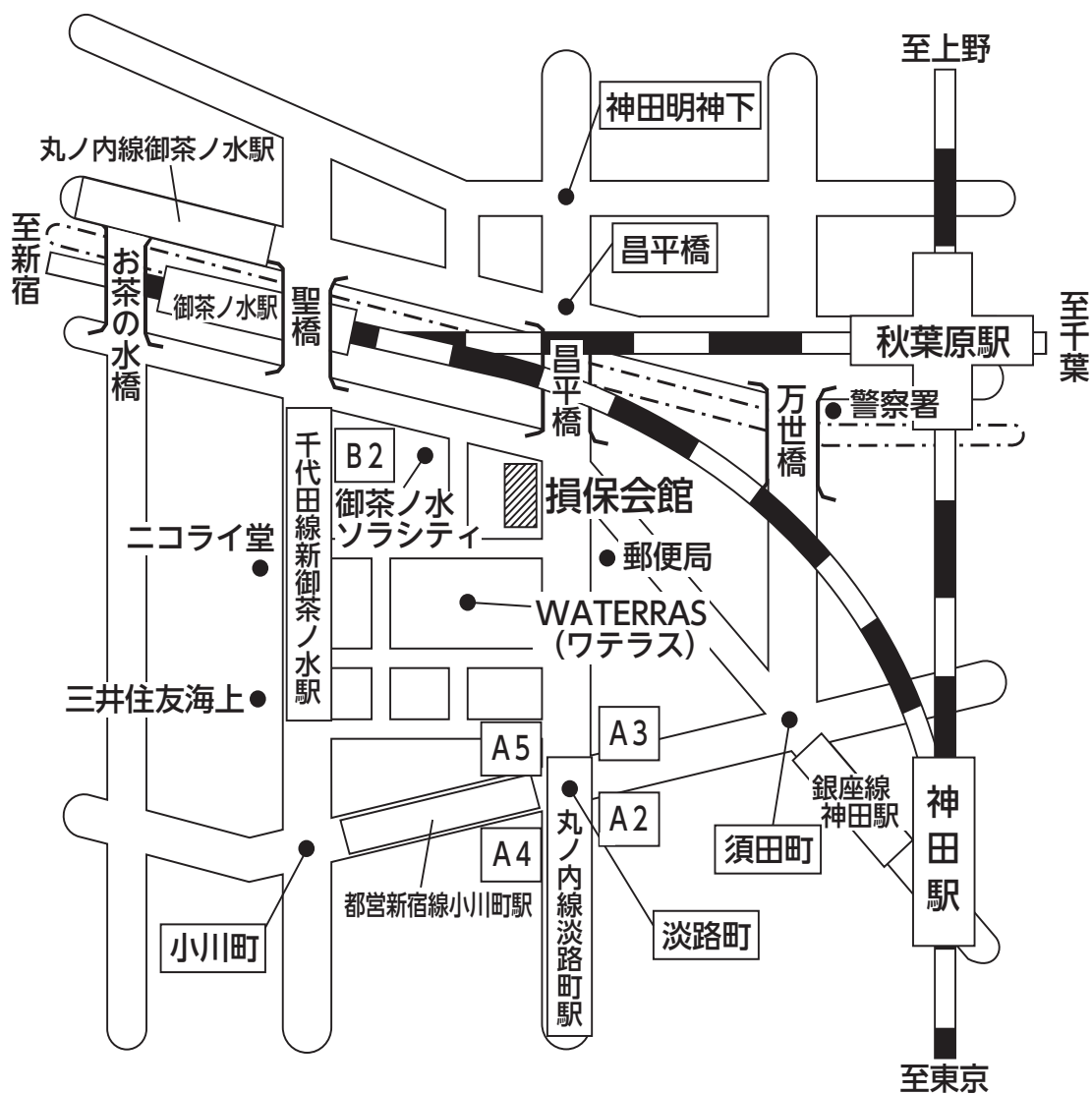
以 上



# 定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田淡路町二丁目9番地

損保会館 大会議室



## 交通機関と所要時間

- J R 御茶ノ水駅徒歩 3分
- J R 秋葉原駅徒歩 7分
- つくばエクスプレス秋葉原駅徒歩 7分
- 丸ノ内線淡路町駅徒歩 3分
- 千代田線新御茶ノ水駅徒歩 3分
- 銀座線神田駅徒歩 7分
- 都営新宿線小川町駅徒歩 3分